

市民相談の日

8月14日・9月10日

10時から16時までの間でお一人一時間の相談枠を設けています。

事前予約制を取っておりますので、

お電話、メール、LINE等で直接お問い合わせください。

どんな些細なことでも結構です。ご連絡をお待ちしております。

電話、FAX、メール、LINE、Instagramからお問い合わせください。

TEL 070-5260-2712

FAX 0774-45-1508

LINE 公式アカウント

お友達追加してください。
市政の情報発信中です。



Instagram



FAXでのお問い合わせやご要望

宇治市政へのご意見・ご要望や中村まいこへのご相談を受け付けています。

お名前、ご住所、電話番号を必ずご記入ください。

ご記入がない場合、ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。

下記にご記入いただき、送信してください。

FAX 0774-45-1508

| | | |
|-----|------|-----|
| お名前 | フリガナ | お電話 |
| ご住所 | | |

ご意見・ご要望など



分からないこと、困っていること、相談したいこと、

私におしえてください。あなたの声を届けていきます。
あなたの思いをカタチにしていきます。

お問い合わせはホームページからでも <https://nakamura-maiko.com/>

中村まいこ 事務所 宇治市大久保町上ノ山55-6 [連絡先] TEL 070-5260-2712 FAX 0774-45-1508

宇治市議会議員

中村まいこ 議会報告

Maiko Nakamura News



発行/中村まいこ 宇治市大久保町上ノ山55-6 連絡先/TEL070-5260-2712

<http://nakamura-maiko.wix.com/index>

みなさまの声や思いをカタチに!

vol.29

平素は中村まいこの活動にご支持・ご協力頂きありがとうございます。

6月議会は 中学校の給食提供のための

給食センター設立ための用地取得の議案が可決されました。

また、西小倉 小中一貫校の工事を進める流れもあり、

子どもたちを取り巻く環境は複雑多様化しているなか、

国と府県における教育環境の整備は最重要課題となります。

今後もしっかりと取り組んでまいります。

皆様のご理解とご協力、ご自身でお願いします。

宇治市議会議員 中村まいこ

令和6年 6月 議会 可決された事業等

中学校給食センター用地取得

令和8年中学校給食開始に向け
大きく前進!



思いがカタチに

ケアラー支援条例制定を 求める請願可決

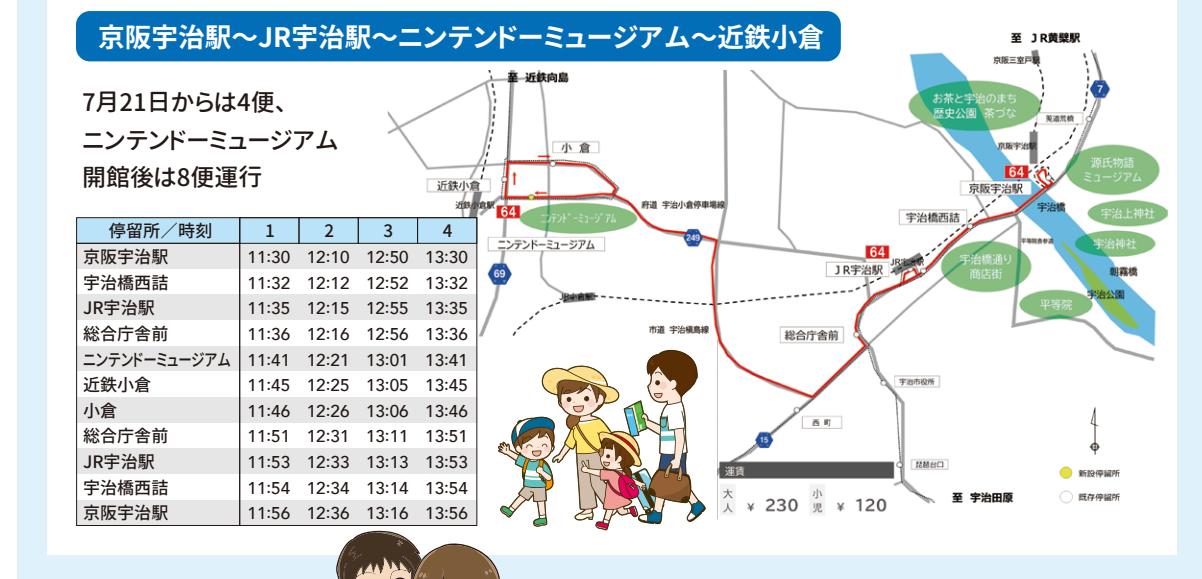
かねてより必要性を訴えてきたケアラー支援条例制定を
求める請願が可決されました。
思いや考えなどは中面をご覧ください。





近鉄小倉から中宇治までの バスが試行実施へ 64系統

2024年7月21日より 運行開始



謎解き専門! 宇治茶太郎探偵物語を開催

令和6年7月21日(日)～10月31日(木)

中宇治地域、小倉地域で謎解きゲームを開催します。

遊び方

1 右記のURLまたはキービジュアル内のQRコードにてLINEの友達登録を



2 ゲームを開始するためのメッセージが届く

3 メッセージ内のキーワードを入力し謎解き開始!

4 謎が解けたら商品がもらえる抽選に参加



大河ドラマ「光る君へ」の放映に合わせて
源氏物語や紫式部にちなんだイベントを行っています

むらさきみどりいとおいし
食のいろどりコンテストin宇治

小中高校生、一般向けと
市内事業者向けがあります。

応募期間
7月29日～9月13日

詳しくはこちらを
ご覧ください。

紫式部の旅

中高生・一般のみなさまへ
むらさきみどり
いとおいし
食のいろどりコンテストin宇治
令和6年7/29日～9/13日
宇治のイメージを駆け巡る「緑色(宇治茶)」「葉(源氏物語)」「川(紫式部)」の3色をテーマにした食事やスムージーなどを組み立ててお届けします!

夏休みの自由研究!
家族でチャレンジして思い出に!
全員もらえる参加賞!
豪華グッズを貰うチャンス!
豪華景品を貰うチャンス!

紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト
問い合わせ
宇治市市民会館 3階企画課
TEL:0774-20-8274
13

再現行列 参加者募集

ケアラー支援条例制定にむけての思い

日常生活において支援を必要としている人の周りには、それらの人を支える多くのケアラーの存在があり、それは決して特別な存在ではありません。高齢化、核家族化、少子化、市民ニーズの複雑多様化等に伴い、誰もがケアをされる側にも、ケアをする側にもなり得ます。ケアラーによるケアは、高齢者、障害児者、がん・難病・精神疾患等の慢性的な疾患を抱えた人及び医療的ケアを必要とする子どものほか、薬物・アルコール等依存症の人、ひきこもり状態の人、幼い兄弟姉妹等多岐にわたり、老老介護、老障介護、育児と介護を同時に担うダブルケア、配偶者介護等、ケアの在り方とも多様化しています。

一方で、ケアラーの中には、誰とも悩みを共有できずに社会から孤立し、ケアに伴う過度な負担により、自身の日常生活に支障が生じる場合もあり、とりわけ、本来大人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられることで、日常生活への支障はもとより、適切な教育の機会が確保されず、進学、就職等の今後の人生の選択肢を狭めてしまうおそれがある等、自身の将来に大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、誰一人取り残すことなく、ケアラーを社会全体で支えていく必要があることから、宇治市ケアラー支援条例を策定することを願っています。

まいこ
Voice